『みやぎCLT等木構造建築現場実務者研修』実施要領

平成３０年３月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　協議会「幹事会」決定

１ 目的

宮城県内のＣＬＴ等を活用した非住宅木造建築物需要が増加する中，ＣＬＴ，ＬＶＬ等の県産木製品を用いる木造建築の県内施工技術者は，大規模になるほど不足する傾向にある。そこで，本実施要領に基づき県内の木造建築現場において現場研修会を実施することで，実際の施工技術に関する経験を蓄積し，限られた施工現場の中で，より多くの現場技術者を育成することを目的とする。

なお，研修を受けた技術者は，別記様式「研修受講報告書」等により，自らが得た現場経験等を当協議会内で情報共有し，協議会技術者全体の知見の向上を図るものとする。

２ 研修の概要

1. 事前研修（研修前に実施）【１日（２時間程度）】

現場の施工管理者から，施工計画書，材料（木製品），日報等現場管理に関する書類を用いて各研修生へ事前研修を実施

1. 現場研修　　　　　　　 【３日～７日程度（連続or各日）】

現場代理人又は監理建築士に同行し，木工事の施工状況，現場作業員や材料納入業者への指示・施工技術や現場監理に関する注意点等を学ぶ

1. 事後研修　　　　　　　 【各研修生】

別添「研修受講報告書」を作成し，自らが得た知見等を協議会へ報告

３ 応募資格

宮城県CLT等普及推進協議会の企業会員及び研究機関会員に所属する学生（大学生，大学院生 等）※ただし，応募と同時に当協議会へ入会する場合は応募可とする。

・現場経験は不問。ただし，応募者多数の場合は，有資格者を優先

・原則として，１会員から１名とし，定員に満たない場合のみ追加募集

４ 応募方法

「研修申込書」に必要事項を明記し，事務局（jimukyoku01@miyagi-clt.com）あてにメール等で申し込む。

５ 技術者の認定

研修を受講し，様式６「みやぎ『木構造』現場技術者認定申請書」に様式１「研修受講報告書」，様式２「履歴書」及び様式３，５，６を提出した研修生は，当協議会が「宮城県CLT等普及推進協議会「木構造」現場技術者育成・認定制度」の規定に基づき，各技術者として認定する。

６ 応募上の注意

1. 損害保険の加入

当協議会が加入する。ただし，研修中に行った現場作業等，研修内容に違反した行為による事故等については対象外となる。

(2) 研修中の補償等

現場技術者が研修に参加するために会員（企業，行政・研究機関等）が被る如何なる不利益に関しても，宮城県CLT等普及推進協議会は責任を負わないものとする。